

## 第2節 土砂災害の予防

### 第1 崖地等の整備

---

地震災害対策編第2章第1節「第2 公共施設等の災害対策」を参照のこと。

## 第3節 風倒木災害の予防

### 第1 街路樹等の整備

---

道路、公園等の整備にあたっては、強風による倒木を避けるため、風に強い樹木を植樹するほか、安全を考慮した植樹方法・場所を選定する。

### 第2 キャンプ場等の管理

---

気象警報等が発表された場合、風倒木により被害を受ける恐れのあるキャンプ場等は速やかに閉鎖し、その旨をキャンパー等に通知する。

## 第4節 学校等の予防

市域内に気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風等）が発表され、特に警戒が必要な場合は、児童及び生徒等の登下校時等の安全を考慮し、教育委員会と調整し学校等の休校措置をとる。